

# 民間活用による業務指標のガイドラインを検討

厚生労働省は、水道事業運営に係る業務評価手法の調査報告書を公表した。水質検査と直接かわる話題ではないものの、民間活用に伴う業務監視の在り方を示したものである。

詳細は、下記の新聞記事を参照してほしい。

◆水道産業新聞 10月4日(月)付

2010年(平成22年)8月26日(木曜日) (週二回月)

## 民間活用時のモニタリング

### 厚労省が業務指標による評価を

# 業務指標による評価を

## 報告書公表 ガイドライン検討へ整理

厚生労働省水道課は、平成21年度水道事業運営に係る業務評価手法等に関する調査の報告書を公表した。水道事業者が民間を活用する際にモニタリング(業務監視)の一環として行う業務評価手法に関する検討の成果などをとりまとめている。「民間活用に係るモニタリング(業務監視)に関するガイドライン(仮称)」検討の基礎資料とすることが目的であり、今後、ガイドラインを検討する際には①モニタリングの考え方②モニタリング実施方法③モニタリングに用いる業務指標④業務の履行確保方策⑤財務状況のモニタリングについて考え方や手続をまとめることが望ましいとしている。

今回の検討では、既に民間を活用している事業体に資料提供依頼とアンケートを行ったほか、モニタリングに関する要領書や計画書を策定していた事業者で、特徴的なものについてはヒアリングを実施、PI(業務指標)を活用した業務評価の状況などを調査した。その結果、現在のモニタリングでは、PIの活用が進んでいないことがわかった。理由の一つとしては、水道事業ガイドラインのPIは厳格に定義づけられているため、民間を活用する業務内容や範囲が、PIが定義する業務範囲と合致しないことを挙げている。そのため、PIをモニタリングに使用する場合は、業務内容と要求水準に合わせ、PIの考え方を参考にした独自の指標の設定が必要だとしている。

ガイドラインで検討すべき項目のうち②については、実施体制や実施手続、実施頻度、確認・評価項目などを検討し整理すること、③については、業務の状況を測定あるいは評価する指標の考え方や、具体的に使用可能な指標について検討すること、④については、減額・増額査定の際の措置、物価や水量等の変動に伴う調整、支払停止などの考え方や設定方法について検討することを指摘している。

なお、報告書は同課HPで閲覧可能。